

会社法制の見直しに係る主な論点に関する インターネット・アンケート（集計結果）

公益社団法人日本監査役協会は、平成 23 年 12 月 2 日から 12 月 15 日にかけて、インターネットを利用し、会員会社 5,816 社を対象としたアンケート調査を実施した。

本調査は、平成 23 年 12 月 14 日から平成 24 年 1 月 31 日まで「会社法制の見直しに関する中間試案」に関する意見募集（パブリック・コメント）が実施されたことに鑑み、「会社法制の見直しに係る主な論点に関する会員の意識」を明らかにし、協会としての意見集約の参考とすることを目的としたものである。

なお、集計に際しては全体の数値に加え、上場・非上場、親会社・子会社、純粹持株会社、委員会設置会社、等様々な角度から分析を行った。ただし、本資料においては全体分の数値のみ掲載し、その他の属性による分析については、数値を表に掲載することはせず、必要に応じ各設問のコメントによる説明としていることをあらかじめご留意いただきたい。

総 括

論点 1 : 監査役(会)設置会社における社外取締役の選任の義務付け

- ・「どちらかと言えば賛成である」が最も多く 33.7%、「大いに賛成である」が 16.6%であり、賛成派は合計で 50.3%と半数を占めた。一方、「どちらかと言えば反対である」は 30.7%、「全く反対である」は 8.4%となり、反対派は合計で4割未満(39.1%)となった。ただし、「どちらかと言えば賛成である」若しくは「どちらかと言えば反対である」は拮抗しており、且つ両者を合わせると 6 割を超えることから、社外取締役がガバナンスの強化に有用であるとの認識はあるものの、義務化に伴うマイナス面について測りかねている面もあるのではないかと推測される(問 6-1)。

論点 2 - 1 : 「監査・監督委員会設置会社制度（仮称）」の創設

- ・反対派（「どちらかと言えば反対である」(36.2%）及び「全く反対である」(9.7%））が 45.9%、賛成派（「大いに賛成である」(5.3%）及び「どちらかと言えば賛成である」(19.5%））が 24.8%となった。反対派が多いとはいうものの、「どちらとも言えない」が約 3 割(29.3%)に達することを考えると制度設計が不明なため、明確な態度を示すに至っていない会員も多いと推測される(問 9-1)。
- ・監査・監督委員会設置会社制度（仮称）への移行の検討については、「ほとんど検討しない」が最も多く 36.5%、そして「全く検討しない」が 14.4%となり、「検討しない」会社は合計で 50.9%と半数に上った。対して、「ある程度検討する」は 27.4%、「大いに検討する」は 2.6%となり、「検討する」会社は合計で 30.0%となった(問 10-1)。

論点 2-2 : 監査・監督委員会の構成・権限・独立性確保の仕組み

- ・「監査・監督委員」について、監査役制度に準じた「独任制」を担保することが 73.9%と最も多かった。次いで「常勤」の「監査・監督委員」の選定を義務化することが 68.4%となった。一般論として言えば、委員会設置会社では「組織監査」が馴染みやすいことも考えられ、また「自由回答（問 12）」を合わせ考えると、「独立性」の観点で「独任制」が選択されたことも考えられる。なお、常勤の必要性は広く認められていると考えられる（問 11）。

論点 3 : 社外役員（社外取締役、社外監査役）の要件の見直し

- ・「どちらかと言えば賛成である」が 29.8%、「大いに賛成である」が 17.5%であり、賛成派は合計で 47.3%となった。反対派は合計で 41.1%であるが、「どちらかと言えば反対である」は全体で最も多く 31.3%を占めており、強い反対は少ないと言える（問 13-1）。

論点 4 : 監査の実効性を確保するための仕組み

- ・「監査役補助使用人（監査役スタッフ）の1名以上の設置義務化」は 40.5%、「内部監査部門（又は内部統制部門）の監査役への協力・連携の義務化」は 54.7%、「監査役による従業員からの情報収集に関する体制の充実・具体化」は 42.4%、「現状のままで不足はなく、新たな仕組みは必要ない」は 22.3%となった。「内部監査部門（又は内部統制部門）の監査役への協力・連携の義務化」が一番多いが、「監査役補助使用人（監査役スタッフ）の1名以上の設置義務化」及び「監査役による従業員からの情報収集に関する体制の充実・具体化」もかなりのパーセンテージとなっており、同様に必要性を感じているものと思われる。（問 16）

論点 5 : 多重代表訴訟制度の創設

- ・多重代表訴訟制度の導入に、「どちらかと言えば賛成である」が 38.3%、「大いに賛成である」が 7.6%あり、賛成派は合計で 45.9%となった。特に純粋持株会社では、賛成派は 50.0%と半数を占めた。また、「どちらかと言えば反対である」は 19.4%、「全く反対である」は 6.5%あり、反対派は合計で 25.9%となった。明確な「賛成」または「反対」を示す「大いに賛成である」及び「全く反対である」が少ないこと、並びに「どちらとも言えない」が 28.2%と3割近くにのぼっていることを勘案すると、「積極的に反対する理由はない」といったやや消極的な賛成が多数派と思われる（問 18-1）。

調査概要

対象	当協会会員（法人及び個人）の 5,816 社
方法	インターネットを利用し、当協会ホームページより回答
実施期間	平成 23 年 12 月 2 日～12 月 15 日
回答数	有効回答数 3,251 社（回答率 55.9%）

I 会社の基本属性

F1 資本金

	社数	(%)
1. 1億円以下	188	5.8%
2. 1億円超～5億円未満	424	13.0%
3. 5億円以上～10億円未満	402	12.4%
4. 10億円以上～30億円未満	763	23.5%
5. 30億円以上～50億円未満	353	10.9%
6. 50億円以上～100億円未満	397	12.2%
7. 100億円以上～200億円未満	321	9.9%
8. 200億円以上～500億円未満	213	6.6%
9. 500億円以上～1,000億円未満	83	2.6%
10. 1,000億円以上	95	2.9%
11. 相互会社・特殊法人等	12	0.4%
合計(社)	3,251	

F2 親会社・子会社の有無

	社数	(%)
1. 親会社はあるが、子会社はない	490	15.1%
2. 親会社はないが、子会社はある	1,640	50.4%
3. 親会社も子会社もある	846	26.0%
4. 親会社も子会社もない	275	8.5%
合計(社)	3,251	

F3 純粋持株会社か否か

	社数	(%)
1. 純粋持株会社である	182	5.6%
2. 純粋持株会社ではない	3,069	94.4%
合計(社)	3,251	

F4 上場区分

	社数	(%)
1. 東証1部上場	1,016	31.3%
2. 東証2部上場	206	6.3%
3. 東証マザーズ上場	75	2.3%
4. ジャスダック上場	332	10.2%
5. 大証1部単独上場	16	0.5%
6. 大証2部単独上場	87	2.7%
7. その他上場	65	2.0%
8. 非上場	1,454	44.7%
合計(社)	3,251	

F5 監査役設置会社／委員会設置会社

	社数	(%)
1. 監査役設置会社	3,197	98.3%
2. 委員会設置会社	35	1.1%
3. その他(相互会社・特殊法人等)	19	0.6%
合計(社)	3,251	

F6 会社法上の公開会社及び非公開会社

	社数	(%)
1. 公開会社	1,950	60.0%
2. 非公開会社	1,277	39.3%
3. その他(相互会社・特殊法人等)	24	0.7%
合計(社)	3,251	

F7 会社法上の区分

	社数	(%)
1. 大会社	2,670	82.1%
2. 大会社以外	558	17.2%
3. その他(相互会社・特殊法人等)	23	0.7%
合計(社)	3,251	

F8 業種

	社数	(%)
1. 水産・農林業・鉱業	19	0.6%
2. 建設業	166	5.1%
3. 食料品	106	3.3%
4. 繊維製品・パルプ・紙	59	1.8%
5. 化学・医薬品	251	7.7%
6. 石油・石炭製品・ゴム製品・窯業	85	2.6%
7. 鉄鋼・非鉄・金属	159	4.9%
8. 機械・機器	409	12.6%
9. その他製造	223	6.9%
10. 卸売業	243	7.5%
11. 小売業	179	5.5%
12. 不動産業	117	3.6%
13. 運輸・倉庫	128	3.9%
14. 情報・通信	276	8.5%
15. 電気・ガス業	60	1.8%
16. サービス業	374	11.5%
17. 金融・保険業	260	8.0%
18. その他	137	4.2%
合計(社)	3,251	

F9 売上高(単体)

	社数	(%)
1. 10 億円未満	138	4.2%
2. 10 億円以上～50 億円未満	406	12.5%
3. 50 億円以上～100 億円未満	407	12.5%
4. 100 億円以上～300 億円未満	857	26.4%
5. 300 億円以上～500 億円未満	401	12.3%
6. 500 億円以上～800 億円未満	313	9.6%
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	141	4.3%
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	382	11.8%
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	76	2.3%
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	74	2.3%
11. 1 兆円以上	56	1.7%
合計(社)	3,251	

F9 売上高(連結)

	社数	(%)
1. 10 億円未満	25	1.2%
2. 10 億円以上～50 億円未満	110	5.2%
3. 50 億円以上～100 億円未満	187	8.8%
4. 100 億円以上～300 億円未満	490	23.1%
5. 300 億円以上～500 億円未満	298	14.0%
6. 500 億円以上～800 億円未満	231	10.9%
7. 800 億円以上～1,000 億円未満	115	5.4%
8. 1,000 億円以上～3,000 億円未満	369	17.4%
9. 3,000 億円以上～5,000 億円未満	106	5.0%
10. 5,000 億円以上～1 兆円未満	85	4.0%
11. 1 兆円以上	109	5.1%
合計(社)	2,125	

F10 従業員数(単体)

	社数	(%)
1. 50 人未満	249	7.7%
2. 50 人以上～500 人未満	1,472	45.3%
3. 500 人以上～1,000 人未満	625	19.2%
4. 1,000 人以上～3,000 人未満	624	19.2%
5. 3,000 人以上～5,000 人未満	125	3.8%
6. 5,000 人以上～10,000 人未満	96	3.0%
7. 10,000 人以上～20,000 人未満	39	1.2%
8. 20,000 人以上～50,000 人未満	18	0.6%
9. 50,000 人以上	3	0.1%
合計(社)	3,251	

F10 従業員数(連結)

	社数	(%)
1. 50 人未満	29	1.4%
2. 50 人以上～500 人未満	563	26.5%
3. 500 人以上～1,000 人未満	386	18.1%
4. 1,000 人以上～3,000 人未満	565	26.6%
5. 3,000 人以上～5,000 人未満	195	9.2%
6. 5,000 人以上～10,000 人未満	174	8.2%
7. 10,000 人以上～20,000 人未満	104	4.9%
8. 20,000 人以上～50,000 人未満	80	3.8%
9. 50,000 人以上	32	1.5%
合計(社)	2,128	

Ⅱ 役員の構成

問1 監査役(監査委員)数

	(人数)
1. 常勤社内監査役(監査委員)	0.95
2. 常勤社外監査役(監査委員)	0.40
3. 常勤社外監査役(監査委員)のうち、独立役員として届けられている人数	0.12
4. 非常勤社内監査役(監査委員)	0.12
5. 非常勤社外監査役(監査委員)	1.80
6. 非常勤社外監査役(監査委員)のうち、独立役員として届けられている人数	0.70

問2 社内監査役(社内監査委員)の経歴

	(%)
1. 会長・副会長	0.3%
2. 社長	1.3%
3. 副社長	1.4%
4. 専務・常務	16.5%
5. 取締役	19.9%
6. 執行役(員)	13.9%
7. 相談役・顧問・嘱託	3.4%
8. 監査関係部長等	9.7%
9. 監査関係以外の部長等	24.4%
10. その他	9.3%

問3 社外監査役(社外監査委員)の前職又は現職

	(%)
1. 親会社の役職員	22.7%
2. 大株主の役職員	10.2%
3. 取引銀行の役職員	7.7%
4. 取引先の役職員	5.8%
5. 会社と無関係な会社の役職員	13.9%
6. 公認会計士又は税理士	14.9%
7. 弁護士	15.8%
8. 大学教授	2.3%
9. 官公庁	1.8%
10. その他	4.9%

問4 取締役数

	(人数)
1. 取締役総数	7.73
2. 取締役のうち、社外取締役数	1.41
3. 社外取締役のうち、独立役員として届けられている社外取締役数	0.27

問5 社外取締役の前職又は現職

	(%)
1. 親会社の役職員	39.4%
2. 大株主の役職員	25.5%
3. 取引銀行の役職員	2.5%
4. 取引先の役職員	8.6%
5. 会社と無関係な会社の役職員	11.9%
6. 公認会計士又は税理士	1.7%
7. 弁護士	3.3%
8. 大学教授	3.4%
9. 官公庁	1.5%
10. その他	5.4%

Ⅲ 論点 1 : 監査役(会)設置会社における社外取締役の選任の義務付け

問6-1 社外取締役の選任義務付けの是非

	(%)
1. 大いに賛成である	16.6%
2. どちらかと言えば賛成である	33.7%
3. どちらかと言えば反対である	30.7%
4. 全く反対である	8.4%
5. どちらとも言えない	10.7%
回答数	3,251 社

- ・「2. どちらかと言えば賛成である」が最も多く 33.7%、「1. 大いに賛成である」が 16.6%であり、賛成派は合計で 50.3%と半数を占めた。
- ・「3. どちらかと言えば反対である」は 30.7%、「4. 全く反対である」は 8.4%となり、反対派は合計で 4割未満となった。
- ・既に社外取締役を選任している会社においては、賛成派(選択肢1及び2) 64.4%、反対派(選択肢3及び4)は約 26.2%で(表には全体のみ掲載)、全体よりも賛成の割合が多く、これは実際に選任している会社で社外取締役の有用性を実感している会社が多いためと考えられる。
- ・どちらかといえば賛成若しくは反対である選択肢2と3は拮抗しており、且つ両者を合わせると6割を超えることから、社外取締役がガバナンスの強化に有用であるとの認識はあるものの、義務化に伴うマイナス面について測りかねている面もあるのではないかと推測される。

問6-2 理由(複数回答可)

※問6-1で、「1. 大いに賛成である」及び「2. どちらかと言えば賛成である」を「賛成」として、また、「3. どちらかと言えば反対である」及び「4. 全く反対である」を「反対」として集計。なお、問6-1の回答と矛盾する選択肢(例)問6-1で「4. 全く反対である」を選択しているにも関わらず本問において「2. 企業統治の強化に社外取締役の選任が有効だと思うから」を選択している、等)については有効回答から除外した上で集計した。

	賛成(%)	反対(%)
1. 既に社外取締役を選任しており、企業統治の強化に有効と認められるから	56.6%	—
2. 企業統治の強化に社外取締役の選任が有効だと思うから	56.8%	—
3. 既に社外取締役を選任しているが、企業統治の強化に有効とは思えないから	—	16.6%
4. 社外取締役の候補者を探すことは難しいから	—	33.5%
5. 社外監査役候補者が減少するなど社外監査役員数等に影響を及ぼすと思うから	—	23.0%
6. 社外監査役に加えて社外取締役候補者を選任することになると負担が増えるから	—	52.5%
7. よく分からないから	—	—
8. その他	1.9%	23.0%
(有効回答数)	1,515 社	1,159 社

- ・既に社外取締役を選任しているか否かに関わらず、賛成派の約56%が「社外取締役の選任が企業統治の強化に有効だと思うから」(選択肢1及び2)を理由として挙げており、最も多い理由となっている。
- ・反対派の理由として、反対派の52.5%が、「6. 社外監査役に加えて社外取締役候補者を選任することになると負担が増えるから」を挙げており、最も多い。
- ・「3. 既に社外取締役を選任しているが、企業統治の強化に有効とは思えないから」は、反対派の理由として、全体では16.6%にとどまったのに対し、既に社外取締役を選任している会社では44.6%と半数近くにのぼっている(表には全体のみ掲載)。これは、実際の経験からは、他の理由により社外取締役が機能していないケースが多いことを示している。ただし、あくまで反対派の中での比率であり、賛成派の方が多いことを考えると社外取締役を選任している会社の多くは社外取締役が機能していると考えていると捉えるべきであろう。

問7 社外取締役の選任義務付けの対象会社

	(%)
1. 会社法上の公開かつ大会社に限定する	39.0%
2. 金融商品取引法上の有価証券報告書の提出が義務付けられる会社(いわゆる上場会社等)に限定する	61.0%
回答数	3,251 社

- ・「2. 金融商品取引法上の有価証券報告書の提出が義務付けられる会社(いわゆる上場会社等)に限定する」が、全ての会社形態(注)において約6割(全体では61.0%)を占めた。少なくとも資本市場の健全性の観点からは社外取締役の義務付けもやむなしと考える会員が多いと思われる。

問8 自由回答(回答件数:805 件)

主な意見

- ・社外取締役と社外監査役の機能整理は困難、重複感がある、「屋上屋を重ねる」
- ・社外取締役には独立性が必要、常勤者が必要、過半数とすべき
- ・社外取締役を選任するとコストが増加する、中小規模の企業では負担・困難
- ・社外取締役の選任及び報酬の手続きについて検討が必要
- ・現行の監査役制度を強化すべき、その他現行の制度を見直すべき
- ・社外取締役の選任に賛成、ガバナンスの改善に有効
- ・対象会社は上場会社からさらに限定すべき
- ・上場規則(ソフトロー)で対応すべき、企業の自主性に任せるべき、法での義務化には反対

IV 論点 2 - 1 : 「監査・監督委員会設置会社制度（仮称）」の創設

問9-1 新制度の導入の是非

	(%)
1. 大いに賛成である	5.3%
2. どちらかと言えば賛成である	19.5%
3. どちらかと言えば反対である	36.2%
4. 全く反対である	9.7%
5. どちらとも言えない	29.3%
回答数	3,251 社

- ・最も多かったのは「3. どちらかと言えば反対である」で 36.2%、次いで「5. どちらとも言えない」の 29.3%、3番目に「2. どちらかと言えば賛成である」の 19.5%であった。反対派(選択肢3及び「4. 全く反対である」)は 45.9%、賛成派(「1. 大いに賛成である」及び選択肢2)は 24.8%となった。反対が多いとはいふものの、「5. どちらとも言えない」が約 3 割に達することを考えると制度設計が不明なため、明確な態度を示すに至っていない会員も多いと推測される。
- ・委員会設置会社だけを見ると、選択肢2が最も多く 45.7%、次に選択肢1が 14.3%あり、賛成派が合計 60.0%となった(表には全体のみ掲載)。委員会設置会社は既に委員会方式を経験しているので選択肢の一つとして監査・監督委員会を設置することに抵抗感がないと思われる。

問9-2 理由(複数回答可)

※問9-1で、「1. 大いに賛成である」及び「2. どちらかと言えば賛成である」を「賛成」として、また、「3. どちらかと言えば反対である」及び「4. 全く反対である」を「反対」として集計。なお、問9-1の回答と矛盾する選択肢(例)問9-1で「1. 大いに賛成である」を選択しているにも関わらず本問において「5. 社外取締役の候補者を探すことは難しいから」を選択している、等)については有効回答から除外した上で集計した。

	賛成(%)	反対(%)
1. 社外取締役の機能の活用が必要だと思うから	45.4%	—
2. 監査を行う者に経営者の選定・解職等の決定への関与(決定権)が必要だと思うから	52.5%	—
3. 現行の二制度よりガバナンスが向上すると思うから	48.2%	—
4. 現在の三委員会設置会社より導入しやすいと考えられるから	28.7%	—
5. 社外取締役の候補者を探すことは難しいから	—	20.4%
6. 現在の自社の機関設計が有効に機能しているから	—	45.9%
7. 新制度はガバナンスの向上などに効果的とは思えないから、あるいは現行の二制度と比較してガバナンスが低下すると思うから	—	37.3%
8. 最終的な新制度の制度設計次第で、ガバナンス面における現行二制度との制度全体の比較ができるようになるまではどちらともいえない	—	38.5%
9. よく分からないから	—	—
10. その他	3.5%	5.4%
(有効回答数)	710 社	1,422 社

- ・賛成派の理由として、「2. 監査を行う者に経営者の選定・解職等の決定への関与(決定権)が必要だと思うから」が最も多く52.5%、次いで「3. 現行の二制度よりガバナンスが向上すると思うから」の48.2%であった。
- ・反対派の理由として、最も多いのが「6. 現在の自社の機関設計が有効に機能しているから」で45.9%、次いで「7. 新制度はガバナンスの向上などに効果的とは思えないから、あるいは現行の二制度と比較してガバナンスが低下すると思うから」の37.3%であった。
- ・「8. 最終的な新制度の制度設計次第で、ガバナンス面における現行二制度との制度全体の比較ができるようになるまではどちらともいえない」は全体で38.5%あり、制度設計が明確ではないため、かなりの会社が態度を決めかねているように思われる。
- ・委員会設置会社においては、賛成の理由として「4. 現在の三委員会設置会社より導入しやすいと考えられるから」が78.9%、「1. 社外取締役の機能の活用が必要だと思うから」が52.6%となった(表には全体のみ掲載)。なお、委員会設置会社においては選択肢3が賛成のうち約5%しかなく、委員会設置会社と比較して監査・監督委員会制度のガバナンス面における評価は低い。また、委員会設置会社では問9-1で新制度への移行を検討しない(選択肢3及び4)を選択した会社は65.7%であり、この結果から分かるのは、委員会設置会社からの賛成は、あくまで監査役設置会社にとって導入しやすいという観点からのものと考えられる。

問10-1 新制度への移行検討の有無

	(%)
1. 大いに検討する	2.6%
2. ある程度検討する	27.4%
3. ほとんど検討しない	36.5%
4. 全く検討しない	14.4%
5. どちらとも言えない	19.2%
回答数	3,251 社

- ・「3. ほとんど検討しない」が最も多く 36.5%、「4. 全く検討しない」が 14.4%となり、検討しない会社は合計で 50.9%と半数に上った。
- ・「2. ある程度検討する」は 27.4%、「1. 大いに検討する」は 2.6%となり、検討する会社は合計で 30.0%となった。
- ・委員会設置会社においては、「4. 全く検討しない」が最も多く 34.3%、「3. ほとんど検討しない」が 31.4%となり、検討しない会社は合計で 65.7%と全体より約 15 ポイント多かった(表には全体のみ掲載)。
- ・「2. ある程度検討する」との回答も実際に移行に至るかについてはかなり疑問が有り、現状のままでは実際に監査・監督委員会制度に移行する会社は極めて少ないことが予想される。

問10-2 理由(複数回答可)

※問10-1で、「1. 大いに賛成である」及び「2. どちらかと言えば賛成である」を「検討する」として、また、「3. どちらかと言えば反対である」及び「4. 全く反対である」を「検討しない」として集計。なお、問10-1の回答と矛盾する選択肢(例)問10-1で「3. ほとんど検討しない」を選択しているにも関わらず本問において「1. 現行の二制度では企業統治に問題があると思うから」を選択している、等)については有効回答から除外した上で集計した。

	検討する(%)	検討しない(%)
1. 現行の二制度では企業統治に問題があると思うから	49.0%	—
2. 現行の二制度では海外投資家等への説明などに課題があると思うから	30.4%	—
3. 社外監査役に加えて社外取締役を選任する必要がなくなるから	31.0%	—
4. 現行の二制度に課題や問題があると考えていないから	—	39.9%
5. 現行の二制度に課題や問題があったとしても、移行する必要はないと思うから	—	29.2%
6. 新制度はガバナンスの向上などに効果的とは思えないから	—	42.5%
7. 機関設計の変更にかかる手続きや費用などの負担が増えるから	—	16.9%
8. 執行側の理解が得られないと思うから	—	11.7%
9. その他	13.1%	6.8%
(有効回答数)	635 社	1,607 社

- ・問10-1で検討すると回答した会社(選択肢1及び2)の中では、「1. 現行の二制度では企業統治に問題があると思うから」が49.0%と最も多かった。
- ・問10-1で検討しないと回答した会社(選択肢3及び4)では、「6. 新制度はガバナンスの向上などに効果的とは思えないから」が42.5%、また「4. 現行の二制度に課題や問題があると考えていないから」が39.9%とそれぞれ4割程度を占めた。

V 論点2-2：監査・監督委員会の構成・権限・独立性確保の仕組み

問11 「監査・監督委員会」の機関設計として必要な要件(複数回答可)

	(%)
1. 「常勤」の「監査・監督委員」の選定を義務化すること	68.4%
2. 「監査・監督委員会」における社外取締役の員数要件について、「過半数」ではなく「半数以上」とすること	28.4%
3. 「監査・監督委員」について、監査役制度に準じた「独任制」を担保すること	73.9%
4. 「監査・監督委員」の任期について、会社法上の公開会社の監査役の法定任期である「4」年に準じること	35.4%
5. その他	7.3%
回答数	3,251 社

・最も多いのが「3. 「監査・監督委員」について、監査役制度に準じた「独任制」を担保すること」が73.9%、続いて「1. 「常勤」の「監査・監督委員」の選定を義務化すること」が68.4%となった。一般論として言えば、委員会方式では「組織監査」が馴染みやすいことも考えられ、また「問12 自由回答」を合わせ考えると、「独立性」の観点で「独任制」が選択されたことも考えられる。常勤の必要性は広く認められていると考えられる。

問12 自由回答(回答件数:583件)

主な意見

- ・委員会設置会社の変型に過ぎない、折衷的な制度であり中途半端、屋上屋を重ねるような議論をすべきではない
- ・ガバナンスの種類がさらに増えて海外からの理解が得られない
- ・監査・監督委員は独立性（または独任制）が重要
- ・監査・監督委員の過半数を社外とすべき
- ・監査・監督委員には常勤者を設置すべき
- ・現行の制度で十分機能している
- ・機関設計の選択肢が増加されることは歓迎
- ・制度を議論しても最終的には経営陣の資質に依るところが大きい

VI 論点3：社外役員（社外取締役、社外監査役）の要件の見直し

問13-1 要件の厳格化

	(%)
1. 大いに賛成である	17.5%
2. どちらかと言えば賛成である	29.8%
3. どちらかと言えば反対である	31.3%
4. 全く反対である	9.8%
5. どちらとも言えない	11.4%
回答数	3,251 社

- ・「2. どちらかと言えば賛成である」が 29.8%、「1. 大いに賛成である」が 17.5%であり、賛成派は合計で 47.3%となった。
- ・反対派は合計で 41.1%であるが、「3. どちらかと言えば反対である」は全体で最も多く 31.3%を占めており、強い反対は少ないと言える。
- ・上場・非上場会社別にみると、上場会社では、賛成派（選択肢1及び2の合計）が 53.2%となり、過半数となっている（表には全体のみ掲載）。上場会社は既に独立役員を届け出ているため、親会社役職員を社外の対象外としても、実際の影響は小さいことが賛成の背景にあるのではないかと考えられる。他方、非上場会社では、反対派（選択肢3及び「4. 全く反対である」の合計）が 48.6%となり、賛成派を上回った。独立役員を届け出していない非上場会社においては、要件の厳格化による影響は大きいものと考えられる。
- ・親会社・子会社別（注）にみると、親会社では、選択肢1及び2の合計が 57.0%と賛成派が過半数を占めた。他方、子会社では、選択肢3及び4の合計が 55.0%となり、反対派の方が多かった。親会社関係者が子会社の社外監査役となっているケースが多いが、子会社監査役から見ると社外監査役として十分独立性を発揮しているとの自負があるものと思われる。

（注）「F2 親会社・子会社の有無」で「2. 親会社はないが、子会社はある」及び「4. 親会社も子会社もない」を「親会社」として、また「1. 親会社はあるが、子会社はない」及び「3. 親会社も子会社もある」を「子会社」として集計（表には全体のみ掲載）。

問13-2 理由(複数回答可)

※問13-1で、「1. 大いに賛成である」及び「2. どちらかと言えば賛成である」を「賛成」として、また、「3. どちらかと言えば反対である」及び「4. 全く反対である」を「反対」として集計。なお、問13-1の回答と矛盾する選択肢(例)問13-1で「1. 大いに賛成である」を選択しているにも関わらず本問において「2. 現在の要件でもガバナンス上問題ないと思うから」を選択している、等)については有効回答から除外した上で集計した。

	賛成(%)	反対(%)
1. 親会社出身者がいない方がガバナンス上は適切であるから	89.0%	—
2. 現在の要件でもガバナンス上問題ないと思うから	—	43.6%
3. 親会社出身者が欠格要件となっても社外取締役および社外監査役の候補者を探す負担に変わりはないから	12.2%	—
4. 親会社出身者が欠格要件となった場合、社外取締役および社外監査役の候補者を探す負担が増えるから(親会社出身者でない候補者を探すことは難しいから)	—	47.7%
5. 親会社出身者がいるほうが(グループ経営等の観点から)効果的だから	—	71.4%
6. よく分からないから	—	—
7. その他	5.2%	3.5%
(有効回答数)	1,267 社	1,277 社

- ・賛成派の理由として最も多かったのは、「1. 親会社出身者がいない方がガバナンス上は適切であるから」であり、89.0%を占めた。「問15 自由回答」では、「社外」として認めるべきではないとの意見がほとんどであり、親会社関係者を排除すべきとの意見ではなかった。親会社関係者が子会社監査役になることの効果を否定しているわけではないと考える。
- ・反対派の理由としては、「5. 親会社出身者がいるほうが(グループ経営等の観点から)効果的だから」が最も多く、71.4%となった。次いで「4. 親会社出身者が欠格要件となった場合、社外取締役および社外監査役の候補者を探す負担が増えるから(親会社出身者でない候補者を探すことは難しいから)」が47.7%と半数近くにのぼった。

問14-1 「過去要件」の緩和

※ 本アンケート実施中に公表された中間試案最終案における新たな要件として親会社関係者には適用しないことが判明したことから、問14-2において「2. 親会社から 10 年離れていれば親会社に影響されるとは思えないから」、及び「3. 親会社から 5 年離れていれば親会社に影響されるとは思えないから」を選択している回答を有効回答とした上で集計した。

	(%)
1. 要件を緩和すべきでない(現行制度のままとすべき)	62.9%
2. 「5」年の制限に緩和すべきである	21.0%
3. 「10」年の制限に緩和すべきである	4.7%
4. その他	11.5%
(有効回答数)	1,435 社

・「1. 要件を緩和すべきでない(現行制度のままとすべき)」が 62.9%、「2. 「5」年の制限に緩和すべきである」が 21.0%、「3. 「10」年の制限に緩和すべきである」が 4.7%となった。なお、上場会社においては 68%が「要件を緩和すべきではない」と考えているが、これは既に独立役員を届け出ていることが影響しているものと思われる。

問14-2 理由(複数回答可)

※ 本設問は、親会社関係者にも過去要件が適用されることを前提にしていたが、本アンケート実施中に公表された中間試案最終案において新たな要件として親会社関係者には適用しないことが判明したことから、分析対象外とした。

問15 自由回答(回答件数:465 件)

主な意見

- ・親会社の関係者は子会社のガバナンスやグループ経営にとって有効であるが、「社外」要件から外すべき(社内役員とすべき)
- ・親会社の関係者は子会社のガバナンスやグループ経営にとって有効であり、現行法のまま「社外」扱いでよい
- ・「重要な取引先の関係者」も欠格要件に加えるべき(含む、「重要」性の基準の明確化が必要との指摘)
- ・会社の上場/非上場、親会社/子会社など会社の規模・資本構成によって社外役員の必要性や要件を変えるべき
- ・形式的な要件論よりも社外役員としての資質や使命感、又は実質的な独立性が重要
- ・社外役員の人(選任)と金(報酬)についての執行からの独立性が必要
- ・社外役員に関する規制は会社法ではなく取引所のルールに委ねるべき
- ・社外役員の要件の厳格化は人材探しが懸念、社外役員の要件は現行法のままでよい

Ⅶ 論点4：監査の実効性を確保するための仕組み

問16 監査を支える体制に係る規定の充実・具体化(複数回答可)

	(%)
1. 監査役補助使用人(監査役スタッフ)の1名以上の設置義務化	40.5%
2. 内部監査部門(又は内部統制部門)の監査役への協力・連携の義務化	54.7%
3. 監査役による従業員からの情報収集に関する体制の充実・具体化	42.4%
4. 現状のままで不足はなく、新たな仕組みは必要ない	22.3%
5. その他	2.7%
回答数	3,251社

・「1. 監査役補助使用人(監査役スタッフ)の1名以上の設置義務化」は 40.5%、「2. 内部監査部門(又は内部統制部門)の監査役への協力・連携の義務化」は 54.7%、「3. 監査役による従業員からの情報収集に関する体制の充実・具体化」は 42.4%、「4. 現状のままで不足はなく、新たな仕組みは必要ない」は 22.3%となった。内部監査部門との連携が一番多いが、選択肢1及び3もかなりのパーセンテージとなっており、同様に必要性を感じているものと思われる。

問17 自由回答(回答件数 324 件)

主な意見

- ・ 監査役スタッフの設置について、一律の義務付けには反対、企業規模・実態等による各社の柔軟な対応の余地を残すべき
- ・ 中小企業ではスタッフの設置は困難
- ・ 監査役のみでの業務ではその内容や範囲に限界がある、スタッフは必要
- ・ 現行の仕組みの中でも内部監査部門との連携は図られている
- ・ 内部監査部門との連携や情報共有などは必須
- ・ 会計監査人との連携の強化、連携方法の具体化をすべき
- ・ 内部統制システムの運用状況の事業報告への記載も必要

VIII 論点5：多重代表訴訟制度の創設

問18-1 多重代表訴訟制度の導入について

	(%)
1. 大いに賛成である	7.6%
2. どちらかと言えば賛成である	38.3%
3. どちらかと言えば反対である	19.4%
4. 全く反対である	6.5%
5. どちらとも言えない	28.2%
回答数	3,251 社

- ・「2. どちらかと言えば賛成である」が 38.3%、「1. 大いに賛成である」が 7.6%あり、賛成派は合計で 45.9%となった。特に純粋持株会社では、賛成派は 50.0%と半数を占めた。
 - ・「3. どちらかと言えば反対である」は 19.4%、「4. 全く反対である」は 6.5%あり、反対派は合計で 25.9%となった。
 - ・明確な「賛成」または「反対」を示す選択肢1及び4が少ないこと、並びに「5. どちらとも言えない」が 28.2%と3割近くにのぼっていることを勘案すると、「積極的に反対する理由はない」といったやや消極的な賛成が多数派と思われる。
 - ・親会社・子会社の別(注)では子会社において反対が若干多くなっている(それでも賛成の方が多い)。
- (注)「F2 親会社・子会社の有無」で「2. 親会社はないが、子会社はある」及び「4. 親会社も子会社もない」を「親会社」として、また「1. 親会社はあるが、子会社はない」及び「3. 親会社も子会社もある」を「子会社」として集計(表には全体のみ掲載)。

問18-2 理由(複数回答可)

※問18-1で、「1. 大いに賛成である」及び「2. どちらかと言えば賛成である」を「賛成」として、また、「3. どちらかと言えば反対である」及び「4. 全く反対である」を「反対」として集計。なお、問18-1の回答と矛盾する選択肢(例)問18-1で「3. どちらかと言えば反対である」を選択しているにも関わらず本問において「1. 株主代表訴訟による責任追及が可能となることで、完全子会社における経営の公正さが確保され親会社株主の保護につながるから」を選択している、等)については有効回答から除外した上で集計した。

※本設問では「2. 完全子会社は親会社と同様に扱うべきであり、子会社における不祥事についても、親会社の内部統制を行う親会社の役員が責任を負うべきであると考えるから」が、賛成・反対双方から解釈できる可能性があるため、選択肢2を①賛成意見、②反対意見、③賛成・反対意見として半分ずつ按分、以上の3パターンに分けて分析したところ、①賛成意見として捉える場合が、問18-1の回答結果との整合性が一番高いので、本問においては「賛成」の理由としている。

	賛成(%)	反対(%)
1. 株主代表訴訟による責任追及が可能となることで、完全子会社における経営の公正さが確保され親会社株主の保護につながるから	48.3%	—
2. 完全子会社は親会社と同様に扱うべきであり、子会社における不祥事についても、親会社の内部統制を行う親会社の役員が責任を負うべきであると考えるから	63.1%	—
3. 親会社の総資産の 5 分の1を超える規模のような完全子会社は、子会社の役員も大きな権限を有し親会社への影響も大きいため、やむを得ないと考えられるから	34.8%	—
4. 完全子会社の役員が、権限濫用に近い株主代表訴訟に巻き込まれるリスクが増加するから	—	66.2%
5. 完全子会社の役員は、親会社の従業員である場合が多く過重な責任負担となるから	—	64.9%
6. 最終的な多重代表訴訟制度の制度設計が明らかになるまではどちらともいえない	—	—
7. その他	0.6%	6.1%
(有効回答数)	1,386 社	461 社

- ・賛成派の理由としては、「2. 完全子会社は親会社と同様に扱うべきであり、子会社における不祥事についても、親会社の内部統制を行う親会社の役員が責任を負うべきであると考えるから」が63.1%と最も多かった。
- ・反対派の理由としては、「4. 完全子会社の役員が、権限濫用に近い株主代表訴訟に巻き込まれるリスクが増加するから」が66.2%、「5. 完全子会社の役員は、親会社の従業員である場合が多く過重な責任負担となるから」が64.9%と拮抗している。親会社と子会社の別では子会社における選択肢4が70.2%に上っているが、これは濫訴を懸念してのものと思われる。また、売上高、従業員数といった会社の規模に着目すると、規模が多くなるほど反対が多くなる傾向がある。規模が大きくなるほど実際に子会社を有するケースが多くなるのが影響しているのではないかと考えられる。
- ・「制度設計が明らかになるまではどちらとも言えない」が32.9%であり、現時点では明確な判断ができないと考える会員が多いと言える。

問19 企業集団における監査役(監査委員)間の連携関係

	(%)
1. 十分連携できている	21.0%
2. どちらかといえば連携できている	44.0%
3. どちらかといえば連携は不十分である	12.9%
4. 全く連携できていない	2.8%
5. どちらとも言えない	4.7%
6. 自社は企業集団に属していない	14.5%
回答数	3,251 社

- ・「2. どちらかといえば連携できている」が最も多く 44.0%、「1. 十分連携できている」は 21.0%あり、合計で 65.0%となった。総体的に連携ができているとの声が多いとは言うものの、「十分」との声は約2割に留まることから、今後も連携を高めて行くことは必要と思われる。
- ・子会社では、選択肢1と2の合計は 76.6%と比較的多かった。逆に親会社は選択肢1と2の比率が低くなっており、親会社から見ると連携について満足度が低いことを示している(表には全体のみ掲載)。
- ・純粋持株会社(「F3 純粋持株会社か否か」による分析)においては、選択肢2は 48.4%、選択肢1は 33.0%となり、合計で 81.4%となった(表には全体のみ掲載)。純粋持株会社における監査は、実質的には子会社の監査であり、実態を知るために監査役間の連携は必須となることから、普段から連携に留意しているものと思われる。

問20 自由回答(回答件数:210件)

主な意見

- ・連結経営の重視から多重代表訴訟制度は必要
- ・多重代表訴訟制度により子会社経営に緊張感が出る
- ・対象は純粋持株会社に限定すべき
- ・子会社の管理は親会社取締役の責任
- ・子会社の役員に過度の負担を強いる
- ・多重代表訴訟の濫用の懸念
- ・連結監査体制の整備が先決
- ・親会社監査役の権限を強化すべき

以上